

# 未来へ伝えたい秋田のインフラ魅力発信事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

小中学生とその保護者のほか、広く一般の方々に、県内各地の代表的なインフラ資産（ダム、橋梁、トンネル、農業施設、公的建築物等）を観光資源として紹介し、建設産業への理解を深めることにより、建設産業のイメージアップや将来的な入職者の拡大につなげることを目的とする。

## 2 業務の委託期間

契約締結の日から令和7年3月15日までとする。

## 3 委託業務の内容

### (1) 印刷物の制作・発送

#### ①印刷物の概要

- ・形式等  
A4版(A3二つ折り)、20ページ、製本、カラー(4色刷)、マットコート紙70kg以上
- ・部数 7,000部
- ・配布時期 令和6年10月から

#### ②編集方針

- ・「未来へ伝えたい秋田のインフラ50選」について、「インフラツーリズム」の視点から紹介する冊子であることに留意すること。
- ・「未来へ伝えたい秋田のインフラ50選」に掲載されている各インフラ資産を観光資源として紹介するほか、その他周辺の観光施設についても併せて紹介するなど、インフラ資産を観光として楽しむことができる内容とすること。
- ・県ですでに作成している、「インフラカード」「インフラ動画」と関連性を持たせ、各媒体間の相乗効果を図ること。

#### ③原稿の作成

- ・表紙、裏表紙を作成すること。
- ・各インフラ資産の内容について分かりやすく、また、観光資源としての魅力を十分に発信できる内容、紙面構成とすること。
- ・インフラ資産及び周辺の観光資源等に関する、記事、写真、マップ、モデルコース等を掲載すること。なお、掲載する記事や写真等については、受託者が取材、撮影等を行うこと。
- ・適宜、インパクトのあるタイトルやキャッチコピーを作成し、効果的に使用すること。

#### ④業務の進め方

次の内容で業務を進めることとし、受託者と県による編集会議において、提案内容を踏まえて紙面構成を決定する。

- a) 編集会議
- b) 各インフラ施設等への取材
- c) 原稿作成
- d) 校正（3回以上）
- e) 印刷
- f) 納品

#### ⑤印刷物の梱包、発送

- ・印刷物の完成後、次の内訳ごとに梱包し、発送すること。なお、予備については、建設政策課に納品すること。

|      |       |      |   |      |   |        |
|------|-------|------|---|------|---|--------|
| (内訳) | 道の駅   | 33カ所 | × | 100部 | = | 3,300部 |
|      | 観光協会等 | 35カ所 | × | 50部  | = | 1,750部 |
|      | 市町村   | 25カ所 | × | 25部  | = | 625部   |
|      | 各振興局  | 8カ所  | × | 100部 | = | 800部   |
|      | 予備    | 1カ所  | × | 525部 | = | 525部   |
|      |       |      |   | 計    | = | 7,000部 |

- ・県が提供する送り状（A4サイズ1枚）を同封の上、発送すること。

#### ⑥成果品の納品

- ・成果品は印刷物及びデータ（印刷物PDF等）とする。なお、納品については、「3（1）⑤印刷物の梱包、発送」のとおり。

#### 4 権利の帰属

- (1) 成果品の著作権は県に帰属することとし、県は受託者の承諾無しに加工及び二次使用できるものとする。
- (2) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することはできないものとする。

#### 5 その他留意点

- (1) 業務内容の実施にあたっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならないものとする。ただし、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務の実施にあたり、著作権等を扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図ること。

#### 6 概算払

受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。

#### 7 実績報告

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。